【中国運輸局】

行政処分 等	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称		行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20201028		島根県松江市玉湯町玉造字青木原40番地2	玉造営業所	島根県松江市玉湯町玉造字青木原40番地2	輸送施設の使用停止 (111日車)及び文書警 告	項	令和元年7月18日及び令和2年5月26日、情報 提供を端緒として監査を実施。9件の違反が認 められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24 条第1項及び第2項)、(2)アルコール検知器の 常時有効性保持義務違反(運輸規則第24条第 4項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違 反(運輸規則第25条第3項)、(5)特定の運転者 に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38 条第2項)、(6)特定の運転者に対する適性診 断受診義各違反(運輸規則第38条第2項)、(7) 事業用自動車の定期点検整備義務違反(運輸規則第45条第1号)、(8)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)		12